

## 中条図書館移転の進捗状況について

I 市民会館跡地等整備対策特別委員会の報告

## ●令和3年8月

- |                            |                                   |
|----------------------------|-----------------------------------|
| 1 新施設の利用区分について             | (1) 利用区分の考え方                      |
| 2 新施設の管理運営について             | (1) 屋内遊び場の事業展開等<br>(2) プラネタリウムの運営 |
| 3 新施設周辺道路等デザイン計画について       | (1) 機能から考える空間配分                   |
| 4 市民会館跡地エリア整備事業設計・施工業務について | (1) 水路の劣化調査                       |
| 5 広場・植栽の計画について             | (1) 植栽計画の検討状況<br>(2) 広場の動線検討      |
| 6 市民会館跡地エリア第二期整備基本計画について   | (1) 前提条件の整理<br>(2) 市民意見・事業者ヒアリング  |

## ●令和3年11月

- |                            |                                       |
|----------------------------|---------------------------------------|
| 1 新施設の使用料について              | (1) 使用料の算定                            |
| 2 新施設開館に向けた準備について          | (1) 開館準備業務<br>(2) 庁内体制の整備             |
| 3 寄付を通じた参加の取り組みについて        |                                       |
| 4 市道市役所前線における空間のあり方検討について  | (1) 方向性の検討<br>(2) 今後のスケジュール           |
| 5 市民会館跡地エリア整備事業設計・施工業務について | (1) 設計業務の進捗状況<br>(2) 工事の進捗状況          |
| 6 新施設整備に伴う施設機能の再配置について     | (1) 検討の経過<br>(2) 基本的な考え方<br>(3) 今後の予定 |

## ●令和4年1月

- |                    |   |
|--------------------|---|
| 1 新施設・広場に係る条例について  | (1) 茨木市文化・子育て複合施設条例<br>(2) 子育て世代包括支援センター<br>(3) 図書館<br>(4) 市民活動センター<br>(5) プラネタリウム<br>(6) 茨木市都市公園条例 |
| 2 新施設のピアノについて      | (1) 新施設ピアノの検討について<br>(2) 市民会館跡地エリア新施設・広場への寄附メニュー（第2弾）   |
| 3 新施設及び広場の整備費用について | (1) 主な価格変動要因<br>(2) 事業費の変更  |
| 4 進捗状況について         | (1) 工事の進捗状況<br>(2) 開館に向けたスケジュールについて   |
| 5 第二期整備基本計画について    | (1) 整備方針（コンセプト）の検討<br>(2) 整備の進め方<br>(3) 今後のスケジュール   |

## II 「茨木市文化・子育て複合施設条例」について

### 【抜粋】

#### 第1章 総則

##### (設置)

第1条 文化教養、子育て、市民公益活動等の拠点を複合し、各機能の連携を行うことで人が集い活動が生まれる場を育むことにより、市民一人ひとりが豊かさや幸せを感じられる暮らしの実現に寄与することを目的として、本市に茨木市文化・子育て複合施設（以下「複合施設」という。）を設置する。

##### (名称及び位置)

第2条 複合施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 茨木市文化・子育て複合施設 おにクル

位置 茨木市駅前三丁目9番45号

《略》

#### 第4章 図書館

##### (目的)

第27条 図書館は、図書等を通じて、学び、憩う場を提供するとともに、人と人、人と活動をつなぐことにより、教育及び文化芸術の振興並びに豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

##### (関係条例)

第28条 複合施設に設置する図書館の設置及び管理については、この条例に定めるもののほか、茨木市立図書館条例（昭和47年茨木市条例第41号）の定めるところによる。

※ 図書館条例については、新施設図書館の名称・住所変更のみ。

※ 新施設・広場の愛称「おにクル」について

令和3年11月から愛称を募集し、令和4年1月から2月にかけて投票を実施、市民投票の結果や有識者の意見等を踏まえて決定。

命名したのは、6歳の男の子。市内にあるいばらき童子の像を見て思いついた。

「怖い鬼さんですら楽しそうであたくなっちゃうところ」。

## III 寄附事業について

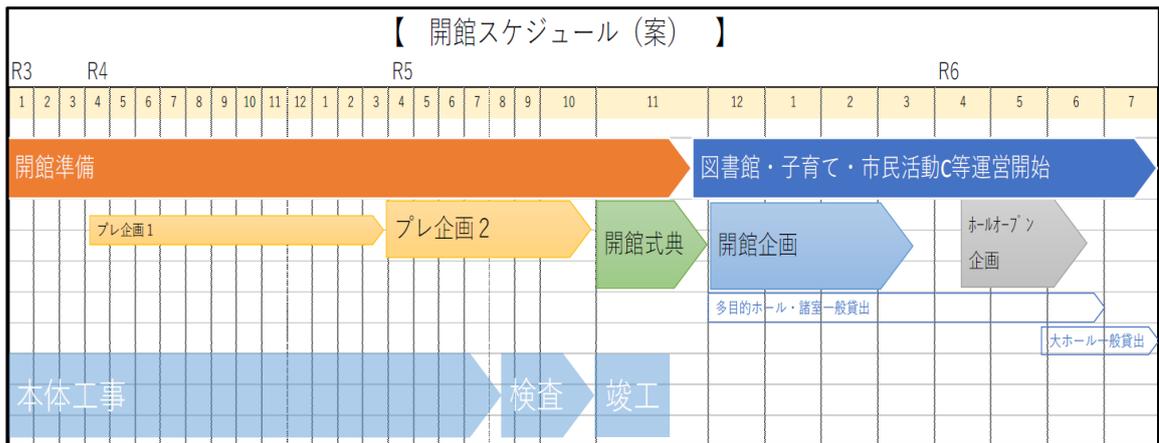
第1弾 「言葉」を育てるプロジェクト

第2弾 「ピアノ」を育てるプロジェクト

今後も各機能が寄附事業を行う。

第3弾として、絵本を購入に対し、寄附を募るプロジェクトを行う予定。

## IV 今後のスケジュール



### 図書館スケジュール

